

2026-4-27 第 256 回社会保障審議会介護給付費分科会

○村中企画官 定刻になりましたので、第 256 回「社会保障審議会介護給付費分科会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日はこちらの会場とオンライン会議を活用しての開催とさせていただき、動画配信システムでのライブ配信により公開いたします。

続いて、本日の委員の出席状況ですが、長内委員、塩田委員、清家委員より御欠席の連絡をいただいております。長内委員に代わり坂口参考人、塩田委員に代わり伊地知参考人、清家委員に代わり間利子参考人に御出席いただいております。

以上により、本日は 21 名の委員に御出席いただいておりますので、社会保障審議会介護給付費分科会として成立することを御報告いたします。

続きまして、事務局に異動がありましたので御紹介をさせていただきます。

介護保険指導室長の小林靖でございます。

○小林介護保険指導室長 よろしく申し上げます。

○村中企画官 なお、公務の都合により、当方は途中退席とさせていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

事前に送付しております資料を御覧ください。同様の資料をホームページに掲載しております。

会議の運営はこれまでと同様、オンラインで出席の委員の皆様におかれましては、御発言する際には「リアクション」から「手を挙げる」をクリックし、分科会長の御指名を受けてから発言いただくようお願いいたします。

冒頭のカメラ撮影はここまでとさせていただきます。

(カメラ退室)

○村中企画官 では、議事に入らせていただきたいと思います。まず、分科会長に交代がありましたので御報告いたします。

田辺前分科会長が社会保障審議会の委員を退任されましたので、新たな分科会長につきましては、社会保障審議会令の規定により分科会に属する社会保障審議会の委員の互選により選任することとされております。

当分科会におきましては、岩村委員、松田委員のお二方が社会保障審議会委員でいらっしゃいます。したがって、このお二方の互選ということになり、事前にお諮りした結果、岩村委員に分科会長をお願いすることとなりました。この旨、御報告をいたします。

それでは、以降の進行は岩村分科会長をお願いいたします。

○岩村分科会長 皆さん、こんにちは。

分科会長にこのたび選任されました岩村でございます。不慣れではございますけれども、

委員の皆様方、そして事務局の皆様方の御支援をいただきつつ努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、分科会長代理の選任をさせていただきたいと思います。

分科会長代理は、社会保障審議会令によりまして、分科会長が指名することとなっております。

そこで、松田委員に分科会長代理をお願いしたいと存じます。松田委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、早速本日の議事に入りたいと存じます。

お手元の議事次第を御覧いただきたいと思います。2件の議題がございます。

まず、議題1の「令和8年度介護従事者処遇状況等調査の実施について」から議論に入りたいと思います。したがって、まず、事務局から御説明をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀老人保健課長 老人保健課長でございます。

令和8年度介護従事者処遇状況等調査の実施(案)について御説明をさせていただきます。

本件につきましては、4月8日に開催をされました介護事業経営調査委員会で御審議いただいた内容を踏まえ取りまとめたものでございまして、分科会に御報告の上、御審議をいただきたく考えております。

まず、資料1を御覧ください。

1ページ目を御覧ください。

令和8年度介護従事者処遇状況等調査について、この資料にあります基本的な考え方に沿って調査を実施してはどうかと考えております。

まず、「1. 調査の目的」でございますが、本調査は、介護従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的としております。

「2. 調査時期及び公表時期」ですけれども、前回実施をしました令和6年度調査では、令和6年度介護報酬改定の影響等を把握するものであったため、令和6年10月に調査を実施し、令和6年度末に調査結果を公表させていただきました。

今回の調査につきましては、令和9年度介護報酬改定の検討に当たって基礎資料となり得ることから、本年7月に調査を開始しまして、調査結果については11月頃に公表、報告させていただく予定で進めさせていただきたいと考えてございます。

「3. 調査対象及び抽出方法・抽出率」です。調査対象につきましては、令和8年度介護報酬改定により、介護職員等処遇改善加算の対象となった訪問看護、訪問リハビリテーションを追加しております。なお、居宅介護支援につきましてはこれまでも調査対象としており、引き続き調査対象としてまいります。

抽出方法は、これまでの調査と同様、サービスごとに地域規模別に層を設定いたしまして、

各層の中で無作為抽出を行う層化無作為抽出法により抽出をいたします。

各サービスや各施設・事業所における事業者の抽出率については、後ほど御説明をいたします。

2 ページを御覧ください。

「4. 調査項目」につきまして、調査票は施設・事業所票と従事者票の2つに分かれています。

まず、施設・事業所票では、給与の引上げなどの給与等の状況、処遇改善加算の届出等の状況、処遇改善加算における職場環境要件等である給与等の引上げ以外の処遇改善状況、令和7年度補正予算で措置した令和7年度介護分野の職員の引上げ・職場環境改善支援事業の申請状況などを調査項目としております。

従事者票では、職種や勤務形態、資格の取得状況、基本給、手当、一時金の額などを調査項目としており、令和7年7月と令和8年7月の2時点の給与額を調査することとしております。

「5. 調査項目等の変更について」は、令和6年度調査との主な変更点についてまとめております。

3 ページ目、「6. 回収率及び有効回答率の確保策」でございます。

これまでも回収率及び有効回答率の向上に取り組んでおり、経営実調や概況調査と同様、引き続き介護保険総合データベースの活用やオンライン調査の促進、また、希望する法人に対しては調査対象施設・事業所の調査票を法人本部へ一括送付する仕組みの活用などに取り組んでまいります。

なお、参考に記載のとおり、直近の令和6年度調査の有効回答率は59.3%となっております。

4 ページ、5 ページは令和6年度調査との比較をまとめたものでございます。赤字部分が令和6年度調査からの変更点でございます。

6 ページを御覧ください。

各サービスにおける施設・事業所の抽出率でございます。これまでの調査と同程度の精度を達成できるよう設定をしております。新たに調査対象といたします訪問看護と訪問リハビリテーションについては、他の同規模のサービスを参考といたしまして、訪問看護は10分の1、訪問リハビリテーションは5分の1の抽出率としてございます。

7 ページを御覧ください。

調査対象となりました施設・事業所における従事者の抽出率をまとめたものでございます。こちらでもこれまでの調査と同程度の精度を達成できるよう設定をしております。新たに調査対象とした訪問看護と訪問リハビリテーションについては、看護職員は2分の1、リハ職や事務職員は全数としております。

続きまして、資料2を御覧ください。こちらは今年度実施をいたします調査の調査票(案)になります。令和6年度調査からの変更点を赤字としております。

1 ページを御覧いただきまして、1 ページ目からの問1は給与等の状況に関する質問となっております。問1の(3)は、給与等を引き上げた理由について、選択肢の時点修正をさせていただいております。

また、問1の(4)は新規の項目ということで、給与等を引き上げた時期を回答いただくものでございます。

補足する問いとしまして、その時期に給与等を引き上げた理由を回答いただく質問を設けております。

2 ページを御覧ください。

一番上の問1の(5)は、賃上げ促進税制の令和7年度の適用状況に関する質問で、令和6年度調査の際には適用見込みを御回答いただくものでしたけれども、今回は適用状況を回答いただくため、それに合わせた選択肢の修正をさせていただいております。

3 ページからの問2につきましては、従来から処遇改善加算の対象となっているサービスの施設・事業所の方に御回答いただく内容で、介護職員等処遇改善加算の届出状況などに関する質問となっております。

4 ページを御覧ください。

4 ページの問2(5)は新規項目で、賃金改善についてベアと定昇を分けて把握しているかどうかを御回答いただくものです。

補足する問いとして、ベアと定昇を分けて把握している場合については、ベアによる賃金改善額を回答いただく設問を設けております。

問2(6)も新規項目で、令和8年度介護報酬改定で設けられた加算(Ⅰ)加算(Ⅱ)の上位区分を算定できた理由を御回答いただくものです。

補足する問いとして、処遇改善加算の取得要件であるキャリアパス要件と職場環境等要件のそれぞれについて、実際に対応したことで要件を満たしたのか、または制約による対応で要件を満たしたのかを回答いただく設問を設けております。

少し進みまして、7 ページ目からは、新たに処遇改善加算の対象となった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援の事業所の方に御回答いただく介護職員等処遇改善加算の届出状況に関する質問でございます。

9 ページ目からの問3は新規項目となっております。従来から処遇改善加算の対象となっているサービスの施設・事業所の方に御回答いただく令和7年度補正予算で措置した介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の申請状況に関する質問となっております。

問3(1)で補正予算の申請状況を回答いただき、申請済みの施設・事業所について、10 ページの問3(2)で交付された補助金の総額や賃金改善に充てた金額、対象人数、賃金改善の実施方法と実施時期、職場環境改善に充てている場合にはその内訳と金額などを回答いただく設問となっております。

11 ページを御覧いただきまして、問3の(3)は賃金改善に充てた金額を配分した職員の範囲、問3の(4)は申請していない理由を御回答いただく設問でございます。

12 ページを御覧いただきまして、12 ページ目からの問3は、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援の事業所の方に御回答いただく設問でございます。

14 ページからの問4を御覧いただきますと、職場環境等要件の実施状況を回答いただくもので、令和7年度以降の要件に合わせる修正を行っております。

16 ページ以降の問5、問6は、各サービスにおける利用者や職員数の状況について御回答いただくものでございます。

少し飛んでいただきまして一番最後のページ、28 ページになりますけれども、職員ごとの給与等を把握する従事者票でございます。こちらにつきましては前回調査から時点の変更をしておりますけれども、内容について特に変更はございません。

本調査につきましては政府統計の一般統計調査でございまして、調査の実施に当たり総務大臣の承認を受ける必要がございますので、総務省の審査の過程で変更があり得ることをあらかじめ御承知おきいただければと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明をいただきましたこの調査の実施につきまして、皆様からの御意見、御質問がございましたら発言いただきたいと存じます。

まず伊地知参考人、続けて坂口参考人という順序でお願いしたいと思います。

伊地知参考人、どうぞ。

○伊地知参考人 よろしく申し上げます。

資料2の介護事業実態調査につきまして、1点御意見を申し上げます。

問4で処遇改善の様々な取組について確認していますが、取組の評価の項目がないようでございますので、例えば従事者の確保、採用または離職防止に特に効果があったと思われる主な取組を3つまで挙げるといった設問を追加してはいかがかと思っております。

以上です。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

坂口参考人、どうぞ。

○坂口参考人 岩村分科会長、発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

全国市長会、長内委員に代わり御意見申し上げます。

今般の処遇状況等調査につきましては、次期報酬改定のための基礎資料となることから、その調査結果は真に事業所の実態に即した精緻なものであることが求められているところと考えております。

精緻な調査結果とするためには有効回答率を上げる必要がございますが、これまでも有効回答率向上のための工夫をしていただいているにもかかわらず、直近の調査では連続して6割を超えていないことから、これ以上回答率の大幅な向上は望めないのではないかと思っております。

そのため、本調査に回答できる事業所は、事務処理能力に余裕のある比較的規模の大きい

事業所であると推測をされ、これまでの調査同様、大規模事業所の回答が多数を占めることで、小規模事業所の抱える課題が回答に反映されにくくなり、事業所の実情に即した結果と乖離するのではないかという懸念がございます。このことから、介護従事者の処遇状況を正確に把握するために、例えば事業所の規模別に公表するなど、事業所の処遇改善の実態が確実に反映されたものとなるよう、公表の仕方につきましては十分に工夫していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

それでは、続けて中島委員、そして江澤委員の順序で御発言いただきたいと思います。

まず、中島委員、どうぞ。

○中島委員 全国町村会、中島でございます。

令和8年度介護従事者処遇状況等調査の実施についてでございますけれども、本調査は来年度の介護報酬改定に向けた重要な調査であり、介護従事者の給与及び加算の取得状況等の実態を広く把握する鍵となる調査であると認識しております。調査の実施に当たっては、町村部などの過疎地域の事業者、特に小規模な事業者の実態が正確に反映されるものとなるよう、お願いしたいと思います。

私のほうからは以上です。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

それでは、江澤委員、どうぞ。

○江澤委員 現在、介護事業所の経営状況が大変厳しい状況下において、人材確保の観点からも処遇改善は極めて重要だと認識をしております。そのためにも、今回から対象となった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援の事業所も含めて、回収率を高めて、検討に値するしっかりとしたデータの収集が必要と考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、関連で1点だけ申し上げますけれども、特養とか老健の一定割合、あるいは介護医療院の一部にはユニット型介護施設が存在しております。現在の介護職員等処遇改善加算の仕組みとしては、同じサービス類型において、介護職員の配置が多いほど1人当たりの配分が少なくなる仕組みとなっています。

一方で、ユニット型介護施設は、介護職員の配置が2対1以上ないと実態的に運営ができないという状況にもなっておりまして、今回の補正予算でも、介護職員が一番上位となると1万9000円、その他職員が1万円というような一定の目安が示されておりますけれども、どうしてもユニット型介護施設になりますと3,000円から4～5,000円ぐらい1か月当たりの配分が少なくなるという状況も続いておりまして、これは今に始まったことではなくて、最初の導入時点からこういったルールではあるのですけれども、さすがに今、人材確保の観点で非常に職員の処遇が厳しい中においては、ユニット型介護施設を同じサービス類型の中で同じ評価としてやるのか、別枠とするのかというのは、今後の課題ではないかなと思っ

ております。

以上でございます。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

それでは、続けて小泉委員、そして及川委員、その後に石田委員という順番で御発言いただきたいと思います。

まず、小泉委員、どうぞ。

○小泉委員 ありがとうございます。全国老人福祉施設協議会の小泉でございます。

本調査は、令和9年度の介護報酬改定に向けた極めて重要な判断材料となると認識しております。今回の調査結果が今後の介護現場の存立を左右すると言っても過言ではありません。この観点から、以下3点を強調させていただきます。

まず、処遇改善効果の検証と構造的要因の分析についてですけれども、今般、公的な支援により、月額1万9000円程度の改善が見込まれておりますが、その達成状況を正確に把握することはもとより、重要なのは、今回賃上げを行えなかった、あるいは十分に行えなかった事業所の分析です。単なる原資の不足という表面的な理由にとどまらず、複雑化した加算制度に伴う事務作業の過度な負担や、処遇改善の対象外となる法人内他職種とのバランスといった、現場を苦しめている構造的な課題まで踏み込んだ、深掘りした分析が可能な調査を強く求めます。

2つ目ですけれども、全産業との格差是正と人材確保競争力の評価についてということですが、介護業界における最大の懸念は、依然として深刻な全産業平均との賃金格差です。先般の賃金構造基本統計調査では、差が1,000円縮小したとの報告もありますが、他の産業でも大幅なベースアップが続いている現状では、現場の改善実感は極めて低いのが実情であり、他産業への流出が止まらないことが強く懸念されます。

本調査においては、単に前年比で幾ら増えたかという内向きの評価ではなく、他産業の賃上げスピードと比較して、介護職が職業としての選択肢になり得るだけの人材確保競争力を維持・向上できているのかという他産業の見通しも踏まえた相対的な視点での分析を評価の軸に据えるべきと考えます。

3つ目ですけれども、経営基盤の脆弱化と処遇改善の持続可能性についてです。職員の処遇改善は一刻の猶予も許されない喫緊の課題ですが、それを支えるべき経営基盤は、今や限界、あるいは限界を超えつつあります。令和6年度経営概況調査の結果における特養1.4%、老健0.6%という低水準の収支差率は異常事態と捉えるべきです。この極めて低い収支差の中では、持ち出しによる処遇改善など到底できるわけありません。無理な賃上げが経営破綻を招くリスクすらあります。経営の安定なくして持続的な処遇改善はありません。本調査の結果を分析する際には、この経営の窮状と処遇改善を不可分なものとして捉え、次期報酬改定において、経営面での抜本的な支援策及び基本報酬の底上げを検討することを強く要望いたします。

以上、介護現場が希望を持って良質なサービスを提供し続けられるよう、実態を正確に反映した調査と分析をお願い申し上げます。

以上でございます。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

それでは、及川委員、どうぞ。

○及川委員 ありがとうございます。公益社団法人日本介護福祉士会の及川でございます。

私のほうからは質問を2点お願いしたいです。

まず、1点目でございます。従来、通常型訪問介護と集合型の訪問介護を区別して分析する必要性について発言をさせていただいておりますけれども、この調査において、これらを区別して分析することができるか確認させていただきたいです。

2つ目です。処遇改善の状況と介護職員等の定着率との関係が気になりますが、そういった効果検証についてどのように考えておられるか教えていただきたいです。

お願いいたします。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

2つ御質問ですので、事務局のほうからお願いします。

○堀老人保健課長 老人保健課長でございます。

まず、1点目のところでございますけれども、今御指摘いただいた点については、集計の段階で区別して集計を一定できるのではないかと考えております。

それから、2点目の定着のところにつきましては、これは処遇の状況等調査の中だけで把握することはなかなか難しいと考えておりますので、ほかの調査等も参考にしながら、今後御検討いただけるように資料を準備させていただきたいと考えてございます。

○岩村分科会長 及川委員、よろしいでしょうか。

○及川委員 ありがとうございます。

いずれにいたしましても人材不足は極めて深刻な状況です。その中で、介護サービスの最後のとりでとなるのが訪問介護事業だと考えています。この処遇状況等調査だけではなく、ほかの調査の結果を踏まえて、全国どこにあって最後まで要介護者を支えることができる環境を整備するための方策を次の介護報酬改定の中で実現していけるよう努めていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

お待たせしました。石田委員、どうぞ。

○石田委員 よろしく願いいたします。

私も、先ほど御発言がありましたけれども、有効回答率の低さといいますか、6割に満たないという現状を懸念しております。4割以上に上る回答ができなかった事業所の実情について、実際に今回の調査票を拝見いたしましても、かなり分量もありますし、大変細かな内容については、相当程度、経営に関して中心的な役割を果たしている人でなければ回答で

きないように思います。ただ、小規模な事業所におきましては、そういった経営をしていらっしゃる方々が、実際に現場でも働いている、経営と介護業務を兼ねているというようなことも少なくありません。そういった中で、かなりの分量になる調査票への回答に対応することが難しいということがここに表れているのではないかと考えております。

ぜひともこの調査からこぼれ落ちてしまっている事業者の実情においては、さらにそのほかの方法で現場の声を聴き取る、あるいは現状を調査するというようなことの御配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

あとお一方、オンラインでお手が挙がっておりますので、野村委員、どうぞ。

○野村委員 ありがとうございます。遅くなりましてすみません。

私のほうからも、しっかりとした処遇改善をお願いしたいと思います。特に規模であったりとか地域格差というようなこともございますので、そのようなものもしっかりと出てくるような形で、このインフレ基調の中でしっかりとした処遇改善が必要かと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

オンラインの方でお手が挙がっているのですが、ずっとオンラインの方の発言で来ていますので、会場の委員のほうで御発言は。それでは、まず志田委員、それから濱田委員の順序でお願いいたします。

では、志田委員、どうぞ。

○志田委員 ありがとうございます。認知症の人と家族の会の志田でございます。

事務局より御説明いただきました介護従事者処遇状況等調査は、得られるデータを含めて、介護労働者を確保するためにも大変重要になろうかと思います。

これまでも繰り返し申し上げていることですが、私たち利用者側の立場として大きな心配点は、ホームヘルパーの有効求人倍率が異常に高いこと、訪問介護事業所の廃止や倒産件数が高止まりしていることです。最後まで自宅で暮らしたい、このような本人の願いに介護家族が応えるには、在宅介護を支えてくれるホームヘルパーの処遇の安定が大変重要です。

今回の調査でホームヘルパーの職務状況がきちんと把握され、必要な対応を講じることができるよう、関係者の皆さんに調査の徹底をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

それでは、濱田委員、どうぞ。

○濱田委員 ありがとうございます。日本介護支援専門員協会の濱田です。

今般、居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメントにつきましても処遇改善加算の対象に含めていただきまして、改めて御礼申し上げたいと存じます。また、申請事務

につきましては、動画も作成いただくなど様々な取組も進めていただいて、感謝申し上げます。

当協会でも、全国の非会員を含めた介護支援専門員を対象に、加算要件や書類の作成方法に関する大規模な研修も実施する等して周知に努めておりますが、初回で不慣れなこともあるからか、なお申請に戸惑っている事業所もあると伺っております。

一方で、調査票の件ではございませんけれども、一部の地域で介護予防支援の指定を受けている市町村直営の地域包括支援センターが申請を行えないという報告がございました。直営型のセンターでは、いわゆる住民基本台帳ネットワークシステムと接続されていることから、他のシステムとの接続を控えるよう指導されており、ケアプランデータ連携システムとの接続が見通せないことが要因の一つと聞いております。

なお、委託を受ける居宅介護支援事業所でも、委託元の地域包括支援センターの処遇改善加算の申請がないと、委託分の介護予防支援については処遇改善を受けられない見通しの自治体もあるとのこと。さらに、一人事業所の場合は、介護支援専門員本人が従事者で、管理者で、また経営者でもあるなどしている場合もあり、賃金を給与所得ではなく役員報酬として受け取っている場合もあるなど、多様な運営形態となっております。引き続き周知のお願いと、円滑な加算申請支援に御協力いただければ幸いです。

以上でございます。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

それでは、オンラインの方が1人お待ちなので、まずオンラインの方、その後また会場に戻したいと思います。

それでは、田中委員、どうぞ。

○田中委員 ありがとうございます。

私からは1点お願いとお礼でございます。

資料2、11 ページの問3（1）法人内の医療機関のスタッフとの差別化が起きってしまうというようなことを把握するための問いを立てていただき、本当にありがとうございました。医療も介護もいずれの立場でも、経営並びに人材獲得が非常に深刻な状況であり、今後ますます強調していただくことをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

それでは、田母神委員、そして平山委員の順序でお願いしたいと思います。

まず、田母神委員、どうぞ。

○田母神委員 ありがとうございます。

資料1、2について意見を申し述べます。

令和8年度介護従事者処遇状況等調査から訪問看護事業所等が対象に含まれることになりましたが、訪問看護事業者は小規模事業所が非常に多くなっておりますので、加算算定に向けた課題と支援策についての検討が必要と考えております。処遇改善を行い、人材確保を

進める上で、処遇改善加算の届出ができていない事業所の規模別・法人種類別の分析や、資料2の8ページに項目を挙げていただいた、届出をしていない事業所の理由について、自由回答を含めた丁寧な分析を行っていただき、課題の解決策を検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

それでは、平山委員、どうぞ。

○平山委員 連合の平山です。

私からは調査について2点申し上げます。

まず、1点目はケアプランデータ連携システムについてですが、ケアプランデータ連携システムについては、令和8年度特例要件の一つとなっており、今後導入率は上昇していくものと思われます。

一方で、この導入が業務効率化や生産性向上につながっているかについては、現時点では十分に検証がなされておりませんので、賃上げの特例要件としてこれを位置づける以上、その実効性を客観的に把握することが重要と考えます。したがって、本調査においてケアプランデータ連携システムの導入効果を確認する設問の追加を御検討いただきたいと思います。

2点目になりますけれども、資料2の調査票の4ページの問2の(4)や7ページの問2の(3)に賃金改善の実施方法について設問がありますけれども、選択肢の1番のところにベースアップにより対応とあります。このベースアップは、※印の解説によると、賃金表の改定により基本給または毎月支払われる手当を引き上げることと定義されております。現場においては、処遇改善加算による賃上げは基本給の引上げではなく、毎月支払われる手当として対応している事業所が多いと認識しております。基本給を引き上げて対応したのか、月額手当を新設や引上げで対応したのか、これができるように、ベースアップ評価料の基本給で引き上げたのか、もしくはベースアップ評価料の月額手当を引き上げたのかということが分かるような選択肢を追加いただきたいと思います。

なお、処遇改善加算や補助金による賃上げ措置は恒久的な財源として現場では受け止められておらず、事業者は基本給の引上げには踏み切りにくい状況にあると考えますので、ぜひこの辺りは把握いただきたいと思います。

2026年度診療報酬改定においては、2024年度報酬改定で措置された入院ベースアップ評価料が高い算定率になったことを踏まえて、入院基本料の中に組み込まれております。介護分野においても処遇改善を着実に進めるために、賃上げを継続することを前提に処遇改善加算を基本報酬の中に入れていくことも含めて今後検討いただき、確実なベースアップにつなげていく必要があると考えます。

以上です。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、議題の1番目の「令和8年度介護従事者処遇状況等調査の実施について」の議論はここまでということにさせていただきたいと思います。事務局におかれては、今日出た御意見も踏まえつつ、実施に臨んでいただきたいと思います。

続けて議題の2に移ります。テーマは「令和9年度介護報酬改定に向けた今後の検討の進め方について」でございます。こちらについても事務局のほうで資料を用意していただいておりますので、まずその説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○堀老人保健課長 老人保健課長でございます。

資料3、それから資料4を用いまして、議題2の令和9年度介護報酬改定に向けた今後の検討の進め方について御説明をさせていただきます。

まず、資料3「介護分野の最近の動向」を御覧いただければと思います。

1ページを御覧ください。

こちらの目次の項目に沿いまして、資料3の御説明をさせていただきます。

まず、2ページ目以降では、介護保険を取り巻く状況として資料をまとめさせていただいております。

少し進んでいただきまして7ページを御覧いただきますと、介護保険制度は平成12年に創設をされましたが、サービスの利用者が年々増加をしております、少し進みまして12ページ、それから13ページにお示しをしておりますとおり、給付費、それから保険料も増加をしているということでございます。

一方で、14ページを御覧いただきますと、2040年に向けては、介護と医療の複合ニーズを抱える方の多い85歳以上人口の増加や生産年齢人口の減少が予想されております。

また、15ページから18ページまでにお示しをしておりますとおり、人口減少の状況についても地域差がありまして、サービスの需要の変化についても地域により変化が見られるということが予測されております。

こうした中、19ページを御覧いただければと思いますけれども、政府としましては2025年をめどに地域包括ケアシステムの構築に取り組んできたところでありますけれども、2040年に向けて、引き続きその深化に向け取組をしていきたいと考えてございます。

20ページには、これまで実施をしてきました介護保険制度の改正の概要、また、次の21ページについては、これまでの介護報酬改定の概要をお示ししております、御覧いただいているような累次の対応を行ってきておるところでございます。

22ページを御覧ください。

こうした累次の報酬改定によりまして、介護報酬上の加算の種類は増加をするとともに、算定要件も複雑化しているということで、加算申請の手間が増えているという現状がございます。

23ページには算定率の高い加算、24ページには算定実績なしや令和7年度の算定率が1%未満の加算について、サービス区分ごとにお示しをしております。

25 ページ以降は、介護サービスを支える担い手の状況ということでございます。

27 ページを御覧いただきますと、介護関係職種の有効求人倍率は約4倍となっております。まして、人材確保が厳しい状況ということでございます。

29 ページには介護職員の賃金の推移、30 ページを御覧いただきますと、本年の春闘の賃上げ状況については速報値になりますけれども、全産業の賃上げの状況をお示ししております。

31 ページでは、消費者物価指数の動向をお示ししております。御覧いただいているとおり、赤色の総合の指数や一番上のオレンジ色の食品の指数については上昇傾向にありまして、その他の指数も足元で物価上昇の影響が見られているということでございます。

32 ページを御覧ください。介護現場における生産性向上・職場環境改善の取組をお示したものです。今後、介護サービスの需要がさらに高まる一方、生産年齢人口の急速な減少が見込まれる中で、継続的な生産性向上の支援が重要となります。介護現場における生産性向上・職場環境改善については、省力化投資促進プランにおいて、2029 年までの5年間で集中的な支援を実施していくこととされたところであり、居宅サービス等も含め、事業者への伴走支援の機能強化や適切な評価の検討を行うなど、介護テクノロジーのさらなる導入・普及に向けた支援を実施していくことが必要と考えております。

33 ページ以降は、診療報酬改定との同時改定でありました令和6年度介護報酬改定の概要をお示したものでございます。令和6年度改定では、改定率プラス1.59%を確保いたしまして、地域包括ケアシステムの深化・推進、自立支援・重度化防止に向けた対応、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり、制度の安定性・持続可能性の確保の4つを基本的な視点として介護報酬改定を実施しました。

37 ページ以降には、直近対応させていただきました令和8年度改定の概要の資料をつけさせていただいております。

令和6年度改定では、処遇改善につきまして2年分を措置しまして、3年目の対応については令和8年度予算編成過程で検討することとしておりましたけれども、41 ページを御覧いただければと思いますが、下段にございますとおり、昨年の経済対策におきまして、令和8年度介護報酬改定において必要な対応を行うとされたことを踏まえまして、期中での対応をさせていただいたということでございます。

また、経済対策においては、人材流出を防ぐための緊急的な対応として、賃上げ、職場環境改善の支援を行うことや、物価上昇がある中でも必要な介護サービスを円滑に継続するための支援を行うこととされ、令和7年度補正予算におきまして、42 ページから44 ページにお示しをしている支援を講じることとさせていただきました。

その上で、令和8年度介護報酬改定については、45 ページから47 ページにお示ししているとおり、プラス2.03%の改定率を確保し、介護分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善に向けた対応や、食費の基準費用額の引上げを行うこととしております。

続きまして、48 ページ以降には、今国会に提出をさせていただいております社会福祉法

等の一部を改正する法律案の概要をお示しさせていただいております。

49 ページを御覧ください。本法律案につきましては、人口構造の急速な変化に対応するため、2040 年に向けた対応としてお示しをさせていただいているような改正内容を盛り込ませていただいております。

50 ページから 64 ページまで、その具体的な内容になりますけれども、説明は割愛をさせていただきます。

続きまして、65 ページ以降にこれまで審議会からいただきました御指摘についてお示しをしております。

まず、66 ページから 74 ページにかけまして、令和 6 年度介護報酬改定の審議報告における今後の課題の記載につきましてまとめたものでございます。

また、75 ページにお進みいただきまして、75 ページは令和 8 年度改定の審議報告における御指摘をお示ししたものでございます。

最後の 76 ページから 78 ページにかけましては、昨年末に介護保険部会でおまとめをいただきました介護保険制度の見直しに関する意見の概要になります。部会の意見書においては、資料の★印の項目につきまして、詳細の要件や報酬設定等につきまして、今後、介護給付費分科会等で検討することとされておりますので、御紹介をさせていただきます。令和 9 年度改定においては、こうした指摘事項を中心に改定内容を検討させていただきたいと考えてございます。

次に、資料 4 「令和 9 年度介護報酬改定に向けた今後の検討の進め方について（案）」を御覧ください。こちらにつきましては、ただいま御説明をさせていただきました介護分野の最近の動向を踏まえ、令和 9 年度介護報酬改定の検討の進め方について案をお示しさせていただいているものでございます。

まず、1 つ目の○につきましては、令和 6 年度介護報酬改定について、そして 2 つ目の○については、令和 8 年度介護報酬改定についての記載をさせていただいております。

こうした状況を踏まえ、3 つ目の○に記載のとおり、令和 9 年度介護報酬改定では、介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識の下、介護サービス事業者の経営状況等について把握をした上で、物価や賃金の上昇等を適切に反映するための対応を実施する必要があると考えてございます。

その上で、4 つ目の○に記載のとおり、令和 9 年度介護報酬改定では、2040 年を見据え、地域の実情に応じたサービス提供体制の構築や、介護保険制度の持続可能性を確保するための介護給付の効率化・活性化に取り組む必要があることなどを踏まえ、各サービスの論点と併せまして、例えば下のボツでお示しをしております人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築、地域包括ケアシステムの深化、介護人材確保に向けた処遇改善等と職場環境改善やケアの質の向上に向けた生産性向上等、制度の安定性・持続可能性を確保する報酬の在り方という 4 つの分野横断的なテーマを念頭に置き、御議論いただくこととしてはどうかと考えてございます。

なお、この分野横断的なテーマについては、当然今後議論を進める中で変更することも想定をしておりますけれども、現時点の案としてお示しをさせていただいたものでございます。

検討のスケジュールにつきましては、2 ページでお示ししているものを想定しております。事務局からの説明は以上でございます。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

それでは、今、事務局から説明をいただきました資料3及び資料4につきまして、委員の皆様様の御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思います。

それでは、まず、会場から4人お手が挙がっておりますので、先に会場のほうからということにさせていただければと思います。

さっきとは逆の順番で、田母神委員のほうからどうぞ。

○田母神委員 ありがとうございます。

資料4の今後の検討の進め方の案について異論はございません。その上で、今後の議論で重要であると考えております点、3点について意見を申し述べます。

まず、1点目でございますが、人口減少社会において、今後も利用者の皆様様の量的・質的ニーズに応える介護保険サービスを施設・事業所が安定して提供し続けるためには、続いております物価高騰の状況、そして幅広い職種の賃金上昇に対応できる報酬・財源の確保が不可欠であると考えております。

人材確保につきましては、令和8年度の改定で、介護職員等処遇改善加算に新たに訪問看護等が含まれ、多くのサービスで加算率が引き上げられましたことに感謝を申し上げます。しかし、資料30ページのとおり、令和8年の春闘の結果におきまして、全体で5%水準の賃上げ状況ということで、近年こうした状況が続いております。

一方で、介護分野の職員の処遇改善は依然厳しい状況が続いております。人材流出が懸念されております。看護職員においても、介護サービス事業所の職種別で離職率が高いこと、医療機関との比較において賃金が低いことを踏まえて、引き続き対応が必要と考えております。改定の検討に当たりましては、令和8年度介護従事者処遇状況等調査をはじめとしまして、人材確保に関連する調査結果を踏まえた丁寧な議論をお願いしたいと考えております。

2点目でございます。地域包括ケアシステムの深化として、医療と介護の連携強化について十分な議論と報酬上の対応が必要と考えております。今後、多くの地域で生産年齢人口の減少と医療・介護の複合ニーズを持つ要介護高齢者の皆様の増加が見込まれていることから、施設・事業所の医療機関等との連携をより強化し、住み慣れた地域で24時間暮らし続けるために、安定的な質の高い医療・介護を提供できる体制の構築が必要と考えております。

特に医療と介護の両方のニーズを有する高齢者の夜間、緊急時を含めた対応の強化、ICT活用による情報連携、ACPの取組の推進、そして極めて重要な看取りに関わる体制の充実等が急ぎ求められていると考えております。こうした視点に基づきまして、医療機関、在宅医療や介護施設等との役割分担や連携等の強化が必要です。訪問看護事業所、看多機、介護施設等における看護職が医療と介護の連携において力を発揮できる場面も多くありますの

で、看護の人的資源を活用し、暮らしの場での療養の継続に向けたサービス提供を確保・強化するための報酬の在り方を検討していくことが重要と考えております。

最後に3点目でございますが、2040年に向けて増大する医療・介護の多様なニーズに対応するためには、人材の確保と定着、そしてサービスの質の向上の視点が欠かせないと考えております。医療や介護資源の乏しい地域で安定的なサービス提供を確保するためには、施設間のさらなる連携推進や地域密着型サービスの利用しやすい仕組み、共生型サービスのように1施設が多様な機能を担うなど、地域の介護サービスを守る施設・事業所への評価の検討が重要と考えております。

また、地域包括ケアの深化の視点から、地域における専門性の高い看護師の事業所間でのさらなる活用や、利用者へのケアに必要なタイムリーな情報連携を実現するためのICTの活用の推進など、多様な取組が進むような報酬の在り方の検討が必要と考えております。

以上でございます。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

それでは、平山委員、どうぞ。

○平山委員 連合の平山です。

私からは、まず、資料3について2点申し上げます。

各種加算の算定状況ということで、資料23ページに示されていますように、平均算定率が80%を超えている加算が結構あります。それらについては一定程度普及しているものと考えられます。こうした加算については、基本報酬に組み入れていくことなども含め、検討していただきたいと思います。加算の種類が多岐にわたっておりますので、制度の簡素化を図っていくことが重要と考えております。

2点目ですが、賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金の推移について、資料29ページのグラフにあります。全産業平均との賃金格差は令和7年度において令和6年度よりも1,000円縮小しておりますけれども、依然としてまだ8.2万円の差があります。また、資料30ページに示されている今年の春季生活闘争の状況は、昨年度と同程度の賃上げの状況となっております。

厚生労働省が令和7年度賃金引上げ等の実態に関する調査を示しておりますが、それによれば賃金改定率は全産業で4.4%であったのに対し、介護・福祉は2.3%にとどまっております。今後も賃金格差が拡大することも懸念されます。介護サービスの持続性を担保していくためには、介護現場の人材確保や離職防止が不可欠であります。そのためにも、引き続き処遇改善の検討を進めていく必要があると考えます。

資料4の今後の検討の進め方について、方向性について異論はございません。介護保険サービスの維持のためには、介護人材の確保と定着が不可欠であります。そのためにも、先ほど申し上げましたが、他産業平均と遜色のない賃金水準への改善や職場環境の整備が必要です。介護職員処遇改善加算については、介護従事者の継続的な処遇改善とキャリアアップにつながる賃金制度となるように、見直しを進めていただきたいと思います。

また、昨今の物価上昇や賃金の引上げの動向を適切に反映した対応も求められます。2026年度診療報酬改定においては、物価高騰分や賃上げ分について、2026年度と2027年度、段階的に対応していく仕組みが導入されております。介護報酬においても、こうした対応を踏まえ、物価高騰や賃上げに対する中間年改定についても検討していただきたいと思います。

以上です。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

それでは、濱田委員、どうぞ。

○濱田委員 ありがとうございます。

資料3の介護分野の動向について意見を申し上げます。

25ページから28ページまででは、介護人材の有効求人倍率等が出ておりますが、ケアマネジメントを実施する上で特に訪問介護事業所でのホームヘルパーの確保が難しく、自宅訪問で早朝・夜間や休日の確保が必要な場合には、1か所の訪問介護事業所では確保ができないため、介護支援専門員が何とか複数、場合によっては3～4か所の事業所を当たってしのぐ例もあり、サービス調整に大きく時間がかかるなど苦慮している場合もございます。

29ページでは、全産業平均と介護職員の賃金推移が出ておりますが、処遇改善の対応を実施していただいているものの、差が拡大しており、例えば何らかの公的調査の仕様に基づいて、スライド制により報酬改定を行っていただくなどの検討も必要ではないでしょうか。

54ページでは、頼れる身寄りがない高齢者等への支援策については、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所で社会資源とのマッチングを行うことも少なくないと考えられ、早期に支援が実施できる制度や機関の体制整備も重要です。

56ページでは、新たな相談支援類型として、登録施設介護支援が創設予定となっておりますが、現在既に住宅型有料老人ホームで居宅介護支援を利用している入居者及び担当している居宅介護支援事業所が必要に応じて円滑に継続するために、人員配置や各種基準等、また、介護報酬等の設定につきましては、加算も含め十分御配慮いただければ幸いです。

また、61ページでは、介護支援専門員の研修制度の見直しのイメージを提示していただいておりますが、おおむねどのような形で経済的・時間的負担の軽減になるのか、また、介護支援専門員試験合格者が実務に就く場合に、どのような知識・技能を習得していくか等について、順次情報提供いただければ幸いです。

以上でございます。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

それでは、志田委員、どうぞ。

○志田委員 ありがとうございます。認知症のひと家族の会の志田でございます。

資料3について発言させていただきます。

5ページに、85歳以上の人口は2035年頃まで一貫して増加とあります。6ページの要介護認定率と1人当たりの介護給付費を見ますと、介護保険制度の利用者の多くは85歳以上の人たちです。

17 ページには、全国における在宅サービスの利用者数は、2040 年にピークを迎えると見込まれるともあります。しかし、52 ページには、特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設があります。特定地域に暮らす介護が必要な人は、訪問介護や通所介護、短期入所生活介護、そして居宅介護支援を、人員配置基準を緩和した事業所をお願いすることになります。この人員基準を緩和した、言わばスタッフを減らした事業所に新たな利用者を受け入れる余力はあるのか、甚だ疑問です。

また、要介護 1～5 の人への給付サービスも、新たな地域支援事業である特定地域居宅サービス等事業に移るかもしれません。制度上、認定を受けた人は全国どこでも必要なサービスを利用できるはずだったのが、特定地域の市町村に暮らす人は別のサービスや事業になるかもしれません。

社会福祉法等の一部を改正する法律案では、詳細については社会保障審議会の意見を聴くことになっていますが、介護スタッフを増やし、事業所が安定的に運営できるように尽力していただくことが最優先で最も重要なテーマであると考えます。私どもを含めて、利用者や介護者にとって公平な給付を維持・確保することが、制度への信頼につながることを強調しておきたいと存じます。

次に、資料 4 に関連しまして 1 点要望がございます。一部前倒しになるなど対策が取られていることは理解していますが、どちらにしても議論に必要で重要な様々な調査結果報告及び資料が 11 月、12 月に集中する傾向は否めないと思います。物理的に発生する時間的制約などで、必要である十分な議論や審議に影響が出ないように御配慮いただくよう要望いたします。

以上でございます。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

それでは、オンラインで手を挙げていらっしゃる委員の皆様のほうに移りたいと思います。まず、伊地知参考人、どうぞ。

○伊地知参考人 よろしく申し上げます。

資料 4 の今後の検討の進め方について、3 点御意見を申し上げます。

本県におきましては、介護職員等の確保のため、県福祉人材・研修センターでの無料職業紹介や求人・求職情報のマッチング、職場体験等を行うとともに、地域医療介護総合確保基金を財源とした介護従事者の確保に関する事業に取り組んでいるところですが、依然として介護職員等が不足している状況でございます。これらの状況から、介護職員等の確保・定着のため、引き続き介護報酬等の適正な水準の確保をお願いします。

次に、本県は離島が多いという特徴がございます。高齢化率が 4 割を超える離島の市町村が複数あるほか、約 8 割の離島で生産年齢人口が 5 割を切っている状況でございます。現在、離島・僻地など介護サービスの確保が困難であると認められる地域におきましては、特別地域加算が設けられ、介護報酬の改定に伴って、都市部等と比べて当該市町村の財政負担や被

保険者の保険料負担が増えており、地域間格差が生じているという面もございます。つきましては、離島・僻地における介護報酬の加算が県、市町村及び被保険者の負担増にならないような議論も必要かと思えます。

最後に、訪問介護事業に係る介護報酬につきましては、介護保険部会でも議論された地域の実情に応じた包括的な評価の仕組みについて、今後この分科会で本格的に議論されていくことになると思いますが、利用者が散在する地方の事業所の運営に支障が生じないよう、移動に係る経費・時間を考慮するなど、適正な評価に基づく制度設計をお願いいたします。

以上でございます。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に坂口参考人、どうぞ。

○坂口参考人 ありがとうございます。

全国市長会としまして御意見を申し上げます。

資料４では、令和９年度介護報酬改定におきまして、物価や賃金の上昇等を適切に反映するための対応を実施する必要があるとされておりますが、保険者といたしましては、期中改定を実施せずに済むような報酬改定を行っていただきたいと考えております。

令和８年度の臨時改定においては、増加する給付費について、介護給付費準備基金を取り崩すことなどを前提として対応することとされておりましたが、そもそも必要以上の準備基金の残高を保有するのは適切ではない上に、この基金は、あくまでも不測の事態に備えての積立てであることから、保険者が積み立てた基金の取崩しを前提として物価や賃金の上昇等を臨時改定によって対応することは望ましい在り方ではないと考えております。

物価や賃金の上昇等を予見することが難しいことは十分承知しておりますが、次期報酬改定に向けては、期中改定を行うことなく、物価や賃金の上昇等を適切に反映できるよう検討していただきますことをお願い申し上げます。

以上でございます。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

続けて及川委員、どうぞ。

○及川委員 ありがとうございます。日本介護福祉士会の及川でございます。

私のほうでは、資料４、今後の検討の進め方について、御意見といたしますかお願いを申し上げます。

２ページのスケジュール案について、全体的に議論はないのでありますが、介護報酬の改定案の具体的な点数につきましては、より丁寧な審議を行うため、複数回の議論の場を設定いただきたいと思います。スケジュールの調整は大変であるということは理解いたしますが、前向きに御検討いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

では、中島委員、どうぞ。

○中島委員 全国町村会の中島でございます。

議題2の介護報酬改定に向けた今後の検討の進め方について、整理していただき感謝申し上げます。

令和8年度、プラス2.03%の臨時改定が行われたところでありますが、資料3の29ページにありますとおり、介護職員と全産業平均の賃金の差は依然として大きい状況であります。この差を縮めなければ、人材の確保は非常に厳しいのではないかと考えております。

そのため、資料4にありますように、介護人材確保に向けた処遇改善を積極的に進めていただきたいと思います。保険料への影響も考慮するとともに、国からの必要な支援もお願いしたいと思います。

また、今後、本会議において議論することとされております特定地域サービスにつきましても、中山間・人口減少地域の実態を詳細に把握し、サービス提供体制の維持・確保が可能となる報酬改定となるような議論の進め方をしていただければと思っております。

私からは以上でございます。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

続けて石田委員、どうぞ。

○石田委員 よろしく願いいたします。

まず、資料3の36ページにあります令和6年度介護報酬改定の主な事項の3番の中で、「生産性向上に先進的に取り組む特定施設について」というところがあります。これについて、要件を満たす場合には配置基準を変えるということになっておりますけれども、実際に要件の内容について、さらに細かな内容がもう決まっているのかどうか、もしあれば教えていただきたいと思いますのですが、一番知りたいのが、介護サービスの質の確保というところをどのように見ているか、どのような判定をしているかということについて教えていただければと思います。それが1点です。

次は、48ページ以降の社会福祉法の改正に伴って、地域共生社会の実現というところでもいろいろ出てきた事業の中で、51ページにあります小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業という新たに設置された事業がありますけれども、この小規模市町村という内容ですが、ざっくり想定するに1万人以下ぐらいの規模なのかなと想像しておりますが、これは今後また協議の中でそれを決めていくということなのでしょう。

また、この事業は、次に出ております特定地域サービス、それから特定地域居宅サービス等事業という創設されたものと重なるような中で運営されていくと考えます。この際に、特に行政がどのくらい関与するのか、事細かな人数に関して、特に特定地域居宅サービス等事業は人員配置の基準等について、まだ規定がないので、行政をはじめ様々な方々の意見を集約した上で決めるということになっているかと思えます。この事業の中で、行政がいろいろな形で役割を果たしていると思っております。どのような関与が行われるのかというところを教えていただければと思います。

最後ですが、有料老人ホームに係る見直しというところで、今回登録制が導入されるとい

うことになっております。中重度の要介護の人たちが入居しているホームということですが、中重度というのは要介護3以上と理解すればよろしいのでしょうか。

また、登録制というのは、どのくらいの強制度があるのか。要介護3以上の方々がそこに暮らしていらっしゃるということは、イコール登録制にしなければならないというくらいの決まりなのかどうかというのを確認させていただきたいと思っております。

今回、ここに関わるケアマネジャーに関しては、登録施設介護（予防）支援という形になって、居宅介護支援とは別途のケアマネジメントということになると書かれております。その内容にあります囲い込み対策で強化するという独立性確保の措置なのですが、独立性を確保する措置の具体的な内容がどのようなものなのか、もし分かれば教えていただきたいと思えます。

以上です。

○岩村分科会長　それでは、今御質問がございましたので、事務局のほうからお答えいただきたいと思えます。よろしくお願いします。

○濱本高齢者支援課長　高齢者支援課長でございます。

御質問があったうち、資料3の36ページの生産性向上に先進的に取り組む特定施設に関する配置基準の柔軟化の関与と、有料老人ホームの登録制の関与を御説明申し上げます。

生産性向上に先進的に取り組む特定施設の配置基準の柔軟化の介護サービスの質の確保につきましては、例えば直接的な介護に要する時間が増加しているといったことで要件を確認して、これは令和6年度報酬改定で導入された事項でございますので、既に活用いただいている施設がございます。

それから、有料老人ホームに係る見直しでございますが、資料3の56ページでございますけれども、法改正に盛り込んでいる事項の現在案で盛り込んでいる内容でございますが、登録制となる対象施設の中重度の要介護者につきましては、3以上ということで考えております。また、この資料の56ページの真ん中にあるピンクがけの※印のところ「対象ホームは」とありますとおり、対象ホームは入居対象者の要件で判断するということになっておりますので、例えば要介護3以上の方が現に入居していらっしゃる、あるいは現段階で入居していないけれども、3以上になっても住み続けられますというふうに入居対象になっているという有料老人ホームについては、この登録制にかかってくるということになっておりまして、今後、法案が御審議の上、御可決いただければ、詳細に例えば登録基準を定めまして、その登録基準を満たさないといけないという制度になる見込みでございます。

私からは以上でございます。

○岩村分科会長　ほかにも御質問があったかと思えます。

○吉田認知症施策・地域介護推進課長　ありがとうございます。推進課長でございます。

幾つか石田委員から御質問いただいた中で、先に住宅型有料老人ホームの関係からお答えいたしますけれども、独立性確保に関しましては、資料の56ページにも少し書いてございますが、見直し内容の2つ目の○にございますけれども、相談支援を行う事業者やその介

護サービスを提供する事業者との独立性確保の措置を新たに導入というところで、※のところがございますが、特定のケアマネだったりサービス事業者の利用をホームの入居の要件とすることの禁止でありますとか、ケアマネジメントの独立性確保に係る方針、これはホームが策定をし、公表する、こういった措置について検討しているということでございます。

それから、次の御質問で、ちょっと戻ってしまっただけなんですけれども、52 ページの特定地域居宅サービス等事業のところ、市町村の関与がというところがございましたけれども、こちらについては介護保険部会でも御議論いただいたところがございます。サービスの質を確保するということが大事になってまいりますので、そういった点について、そもそもサービスを利用するときにはケアマネジメントがしっかり絡んだ上でというところを給付と同じようにと考えておりますけれども、こういった事業の実施について、市町村がしっかり関与するというところで、質の問題を確保していきたいと考えております。

私からは以上です。

○石田委員 ありがとうございます。

○岩村分科会長 それでは、伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 ありがとうございます。

まず、最初に資料4の令和9年度の介護報酬改定に向けた今後の進め方について、御提示いただきました分野横断的な4つのテーマ、それからスケジュール案につきまして異論はございませんが、いくつか意見を申し上げたいと思います。

資料3の5に指摘事項等をお示しいただいておりますが、ここに掲げてありますように、令和9年度の介護報酬改定に向けては、課題が非常に多岐にわたっています。この部会において、効率的かつ適切な議論、検討を行っていただくようお願いをしたいと思います。

それから、65歳以上の高齢者数がピークを迎え、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳人口も増加していくことを考えますと、2040年には介護サービスの需要、それから介護給付費が急増していく一方で、それを支える生産年齢人口は減少してまいります。

その中で、この介護保険制度をどう維持していくのが非常に重要になると考えています。令和8年度の介護費用は、14.6兆円と過去最高となっており、今後も介護給付費の急増が見込まれるところでございます。

第2号の保険料で見ますと6,360円と、この制度の創設時の3倍を超えている状況でございます。現役世代にとりましては、これ以上の負担増は耐えられない状況でございます。そういった意味で、介護サービスの適正化は大変重要な課題であると認識しています。

これらを踏まえて、令和9年度の介護報酬改定は、令和6年度の改定、それから令和8年度の改定の影響、こういった効果検証を踏まえながら、できる限り利用者負担や保険料の負担の増加を抑えるべく、メリハリのある評価を基本とした議論をしていただきたいと思います。

そのためにも、4つ目のテーマでございます制度の安定性・持続性を確保する報酬の在り方の議論は特に重要です。限られた財源の中でメリハリをつけて、必要かつ効率的・効果的

な介護サービスを評価していくといった効率化・重点化に力点を置いた見直しをより一層進めていただくことを強くお願いいたします。

また、制度の持続性を考えていく上では、介護人材の確保が大きな課題となっています。3つ目のテーマにございますが、介護人材の確保のためには、介護テクノロジーの導入、それから業務負担の軽減など、介護現場における生産性の向上、職場環境改善が急務でございます。ぜひともその推進のための支援となるような取組をお願いしたいと思います。

また、現行の介護報酬の加算が適切に活用されるよう、複雑化した加算要件あるいは種類を簡素化していくといった見直しの議論も併せて行っていただきたいと思います。

以上です。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

すみません、私、先ほど会場から1つ質問があったのを忘れていましたので、お願いします。

○江口総務課長 総務課長です。

先ほど、資料3の51ページの関係で御質問がございました。今回の法案の関係の小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業の新設ということですが、今回の法案については、介護保険部会のほうで御議論いただきました介護保険法の関係と、もう一つ、社会保障審議会福祉部会のほうで御議論いただきました社会福祉法の関係、こちらをメインにする内容となっております。今御指摘のあった点については、社会福祉法のほうで具体的に位置づけるという事業でございます。

先週、福祉部会のほうでも、今回の法案について国会に提出した旨の報告がされておまして、今後、社会・援護局のほうで、また福祉部会の御意見を聴きながら、具体的に詳細については検討されると承知をしております。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

会場というかオンラインのほうの御質問だったと思います。失礼しました。

それでは、お待たせしました。今井委員、どうぞ。

○今井委員 ありがとうございます。民間介護事業推進委員会の今井でございます。

私のほうからは、1点意見、要望を申し上げたいと思います。

資料3の23ページ、24ページ、加算の取得状況でございます。現状では、加算が多様で複雑、事業者的にも事務処理が煩雑、利用者からもサービスの違いが見えないという状況では、制度の信頼を失うことにもつながるのではないかと思います。

今後、中山間・人口減少地域、一般市、大都市、これを踏まえたサービス提供体制の中で議論が進んでいくことも想定されます。資料上、加算の算定率が0もしくは1%以下で低いからという理由で即見直し、廃止扱いが妥当かという、そういうものではないと思っています。取得されない、できない理由も吟味して、必要性も含め見直しをするか廃止、または算定率が高いものは、先ほどほかの委員もおっしゃっていましたが、基本報酬に組み込んで、算定要件を満たさない場合は減算するという整理にしてはどうでしょうか。人材不

足と事業の効率化のためには、こういう見直しも図っていただきたいと思います。

以上でございます。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

それでは、鳥潟委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○鳥潟委員 ありがとうございます。全国健康保険協会の鳥潟です。

まず、今回の資料4に記載されている今後の検討の進め方について、特段異論はございません。特に昨年介護保険部会で取りまとめました中山間・人口減少地域での配置基準の弾力化や包括的な仕組みの導入等については、どのような報酬設定をするかが重要になると考えております。保険者や利用者の負担の納得性と、そうした地域でのサービスの維持・確保のバランスを踏まえて検討を進めていく必要があると考えております。

また、今回の改定では、賃上げが大きな論点の一つになると認識しております。処遇改善は介護職員の人材確保のため重要である一方、介護報酬で処遇改善の対応をする場合、被保険者や事業主の保険料負担につながることであります。まずは先ほど紹介された調査などで、客観的なデータに基づき実態を十分に確認し、きめ細やかな対応について検討していくとともに、生産性向上や共同化の取組推進についても併せて進めていく必要があると考えております。

私からは以上です。

○岩村分科会長 ありがとうございました。

それでは、次に小泉委員、よろしくお願いいたします。

○小泉委員 ありがとうございます。全国老人福祉施設協議会の小泉でございます。

令和9年度の介護報酬改定に向けた検討の進め方について、4点の要望を申し上げます。

まず、1つ目は経営の継続性を最優先事項とした基本報酬の底上げです。資料4において制度の安定性・持続可能性が挙げられていますが、現場の実態は、制度の前に経営が継続できないという存立の瀬戸際にあります。物価高騰や人件費増が経営を圧迫する中、複雑な加算の積み上げによる対応には限界があります。先ほども申し上げましたが、次期改定の議論においては、まずは全ての基盤となる基本報酬への大胆な底上げを出発点とするべきです。経営基盤の安定こそが、質の高いケアの提供と生産性向上への投資を可能にする大前提であることを強調させていただきます。

2つ目ですけれども、令和8年度期中改定の確実な継承です。令和8年度に実施予定の他職種と遜色のない処遇改善及び食費の基準費用額引上げに向けた期中改定は、現場の窮状を酌んだものとして高く評価をいたします。しかし、これを令和9年度の本格改定において、一過性の措置で終わらせないでください。直近の3か月の消費者物価指数を見ると、生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数で、対前年度比2.4%の上昇となっております。中東情勢の影響がないと仮定しても、2%程度のインフレが今後も続きます。期中改定による賃上げ効果や、物価対応の充足度を早期かつ緻密に検証しつつ、その不足分はもちろんのこと、インフレ見通し分についても、令和9年度報酬改定への確実な上乗せをしていただき、それを

構造化することを進め方のプロセスに明記いただくよう求めます。

3つ目は生産性向上の真の目的の明確化と推進方法です。2040 年に向けた労働力不足への対応として、テクノロジーや AI の活用による生産性向上は避けて通れない課題です。しかし、生産性向上の真の目的は、単なる効率化による人員削減ではなく、職員の負担軽減と、利用者と向き合う時間の創出であるべきです。現実に過度な負担を強いる人員配置基準の緩和を前提とするのではなく、まずはムリ・ムダ・ムラを排除するための文書事務の抜本的な簡素化や加算算定要件の緩和こそ優先すべきです。介護の専門性がテクノロジーによって補完され、職員が希望を持って働き続けられる職場環境を構築することを改定の柱に据えるべきと考えます。

最後は、簡素で分かりやすい制度への抜本的整理です。現在の介護報酬体系は、複雑な加算の林立により、請求事務や文書作成が現場の貴重な時間を奪うという本末転倒な状況を招いています。これは働き方改革や人材確保と逆行するものであり、令和 9 年度改定を機に、役割を終えた加算の整理・統合を大胆に進め、シンプルで透明性の高い、現場がケアに専念できる制度設計の抜本的な転換を強く要望いたします。

以上でございます。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に奥塚委員、よろしくお願いをいたします。

○奥塚委員 ありがとうございます。大分県の中津市長の奥塚でございます。

資料 4 についてでございますが、もう先ほどほかの委員からの意見にもございましたけれども、2040 年を見据えた際、自治体や地域の規模によって高齢化や人口減少のスピードに大きな差が生じるということが予測をされております。したがって、地域の実情に応じたサービス提供体制の確保ができるような議論をぜひお願いしたいと思います。

それから、もう一点でございますが、資料 4 のスケジュール案のところ、この案で結構だと思っておりますが、念のため、前回もお願いをしましたけれども、地方自治体の条例改正等に向けた適正なスケジュール管理をお願いしたいと思います。

現在、サービス事業所等の人員あるいは設備・運営に関する基準につきましては、指定権者である自治体が条例で定めとなっております。これまでも改正で国が定める基準省令が制定されてから、それぞれの地方の議会への条例提出議案の提出期限までの期間が短くて、改正案を作成するのが非常に困難な状況がかつてございました。

今回、もう既に※印で書いていただいておりますので大変ありがたいのですが、国が定める基準に適合しなければいけない従うべき基準と、地域が工夫することのできる参酌すべき基準というものがございまして、どうしてもこういうものを分権の観点から検討することになりますと時間、また人が必要でございますので、スケジュール案につきましては十分な期間の確保をお願いしたいと思います。

以上です。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

続けて田中委員、どうぞ。

○田中委員 ありがとうございます。日本慢性期医療協会の田中でございます。

加算については、よい取組へのプラスアルファの評価としてスタートしたと思いますけれども、今となっては処遇の原資といった意味合いのほうが強くなっているように感じます。ほかの委員の意見同様、事務手続が煩雑であることから、算定して当然となってきたものについては、本体に組み込むなどの大きな改革を予定してほしいと考えています。

また、令和6年度改定が同時改定であったことから、診療報酬とのすり合わせのための中医協と介護給付費分科会の合同意見交換会が開かれておりましたが、そこでの議論がその後の双方の改定に大変有用であったと考えています。その際も繰り返し要望を申し上げましたが、医療と介護の連携が不可欠という現状の中で、同時改定時のみではなく、平時からの情報交換と調整が必要だと考えます。例えば今回の介護報酬改定前、診療報酬改定後の夏など、診療報酬の改定を踏まえて、介護報酬への影響や調整すべき内容が漏れていないかなどの意見交換会が必要ではないかと提案したいと思います。

意見でございます。ありがとうございました。

○岩村分科会長 ありがとうございました。

それでは、東委員、どうぞ。

○東委員 ありがとうございます。全国老人保健施設協会の東です。

先ほど江澤委員も発言されておりましたが、現在、介護事業所の経営状況は極めて厳しい状況と言わざるを得ません。昨年の補正予算や令和8年度の臨時の介護報酬改定におきましては、幅広い介護従事者への手厚い賃上げと物価高騰対応を行っていただき、大変ありがたかったわけでございます。感謝申し上げます。しかし、これも一息つけただけにすぎません。昨年の介護給付費分科会で提示されました介護事業経営概況調査の結果におきましては、私ども老健施設の赤字割合は49.3%で、全サービスのなかでワーストワンでありました。さらに、ここに来て老健施設の廃業の割合が急増しておりますので、少し御紹介させていただきたいと思います。

令和元年～令和4年の老健施設の廃業は、年平均7施設でございました。しかし、令和5年は15施設、令和6年は31施設と年々倍増しており、直近の私どもの緊急調査では、今後5年以内に廃業や事業縮小を検討する可能性について、『すでに具体的に検討している』施設が40施設、『高い可能性がある』と答えた施設が約87施設、合計で127施設でした。この調査の回答率は現段階で約50%であり、したがって全体で考えると約250の老健施設が廃業等をする可能性があるという驚くべき数字が得られました。これは老健施設全体の約7%に当たります。そして、これら廃業等に至る原因の多くが、経営が困難であるというものでした。そもそも現状の急激な物価高騰、大幅な賃上げを3年分の報酬改定に詰め込むのは無理があり、経営の原資が埋没してしまうこととなります。事実、過去の介護報酬改定では、経営の原資が不十分であったために、現在の厳しい経営状況になったと考えられます。

そこで私は、令和9年度の介護報酬改定におきまして、改定の枠組みそのものを見直すこ

とを提案申し上げたいと思います。具体的に言いますと、令和9年度改定におきましては、報酬構造を3層構造にしていだきたいと考えます。第1に経営の原資、第2に賃上げ・処遇改善、第3に物価高騰対応でございます。その中で、経営の原資につきましては3年分の推計が可能と思われます。しかし、他産業との差を埋めるための処遇改善と、今後どうなるか不透明な物価対応につきましては、3年分の推計は不可能と考えられます。先ほど他の委員から、期中改定はやめていだきたいというような発言もございましたが、私は、処遇改善と物価高騰対応につきましては、令和8年度臨時介護報酬改定に倣い、毎年の期中改定で対応すべきと考えます。

以上です。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

それでは、松島委員、どうぞ御発言いただきたいと思います。

○松島委員 ありがとうございます。全国老人クラブ連合会でございます。

本会といたしましては、資料4にあります介護報酬改定の今後の検討の方向性について異論はございません。その上で1点要望を申し上げたいと思います。

令和9年度介護報酬改定に向けまして、丁寧な議論を前提に、その改定の内容につきましては、その趣旨とともに、具体的な改定内容を介護サービスの利用者のみならず、第1号被保険者のうちおよそ8割に及ぶサービスを利用していない者に対しても、国、都道府県、それと保険者それぞれから分かりやすい説明と理解を進めていただくよう、ぜひお願いしたいと思ってございます。

私からは以上でございます。

○岩村分科会長 ありがとうございました。

お待たせしました。江澤委員、どうぞ。

○江澤委員 近年、居宅系の施設も合わせまして、介護事業所の赤字割合が4割～5割という異常事態が続いております。経営体力の乏しい介護事業所においては、こういった状況は長続きせず、先ほど東委員からも深刻な状況の報告がありましたけれども、現状、倒産や廃業につながっているわけです。例えば老健施設においても、先ほど東委員から詳細な御報告がありましたけれども、私のほうでも複数の廃業の報告を受けており、地域の介護の提供体制に大きな支障を来していることが発生しています。廃業は転換と異なって施設がなくなるわけですので、極めて深刻な状況であって、ルールにのっとって運営している施設が経営がままならなくなるというのは、やはり制度上の見直しが必要ではないかと思っております。したがって、令和9年度の介護報酬改定においては、介護事業所の経営安定化、健全経営の確保は一丁目一番地のテーマと考えており、資料4の一番下にテーマのボツ4つが示されており、4つ目には制度の安定性・持続可能性を確保する報酬の在り方が示されており、こちらに含まれているかどうかは定かではありませんけれども、先ほど申しました介護事業所の経営安定化、健全経営の確保は、柱として1本別立てで立てるべきと要望したいと思います。賃上げは当然継続するべきものでありますが、介護事業所が倒産・廃業となる

と職員の職場がなくなるわけであり、介護事業所の安定経営がないと十分な賃上げにつながらないことにもなるわけであります。

ちなみに、令和8年度の診療報酬改定では、消費者物価指数や名目賃金上昇率を参考に、賃上げと物価対応については年度別に別枠で対応したところであります。したがって、介護報酬においても、賃上げ、物価対応は別枠で毎年対応すべき時代に突入をしているわけであり、物価の対応については毎年対応することが不可欠であると申し上げたいと思います。

また、本体の報酬改定におきましても、現状3年に一度であります。今の社会の状況は、3年後がとても見通せない状況が続いており、本体の報酬改定も、例えば2年とするようなことも検討すべきではないかと思っております。診療報酬改定の2年ごとのタイミングと合わせれば毎回同時改定となりますので、現状、6年に一度の同時報酬改定でしか対応できない課題も、速やかに解決できることとなると思っております。

さらには、平成27年の介護報酬改定以降、10年余りにわたりまして倒産件数や廃業も増え続けているわけで、コロナ禍以前から厳しい状況が続いておりますので、健全経営を支えるべく、報酬の投入というのは待ったなしであると認識をしております。つきましては、令和9年度介護報酬改定では基本報酬を手厚く評価し、介護事業所がぜひ生き延びられるようにすべきと意見を申し上げたいと思います。

私からは以上です。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

これで一当たり皆様手を挙げられた方については御発言いただいたということになるとと思いますが、ほかにはいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。いろいろな御意見がございました。いずれにせよ、取りあえず目の前にある問題にどう対応するか、例えば賃金の問題とかいろいろありますが、それと同時に、2040年に向けてどう今後制度を運営していくのか、つくっていくのかという問題にも対応しなければいけないという非常に難しい御議論をこれからこの審議会でいただかなければいけないと思います。

また、スケジュール的にも、今日資料4でお配りいただきましたが、かなりタイトなスケジュールでございますので、ぜひ皆様方、積極的にいろいろ御意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議はここまでということにさせていただきます。

最後ですけれども、次回の分科会の日程などにつきまして、事務局から説明いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀老人保健課長 次回の日程につきましては、事務局から追って御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○岩村分科会長 ありがとうございます。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。

皆様方、大変お忙しい中、御参加をいただき、また、いろいろ貴重な御意見をいただきま

して、誠にありがとうございました。

それでは、これで散会いたします。ありがとうございました。